

戦没者のご遺族を対象とした第12回特別弔慰金の申請について

先の大戦の戦没者のご遺族に対して弔慰の意を表すため、第12回特別弔慰金の請求を受け付けています。

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が支給を受けることができます。(次の順番における先順位の方に支給されます。)

■支給対象者順位

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者等の子

3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容 額面27万5千円、5年償還の記名国債(年1回・5万5千円×5年間)

■請求期限 令和10年3月31日まで

※請求期間を過ぎると第12回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

問 市市民環境課 公共交通・生活支援担当(市役所1階②番窓口)

☎32・2132 / FAX33・2234

✉shiminseikatsu@city.komatsushima.i-tokushima.jp

■必要書類 ●請求者本人の身分証明書

申請書類は担当窓口にあります。請求される方によって添付書類や必要な戸籍書類が異なりますので、電話または来庁により事前のご確認をお願いします。

※戸籍書類等を取得していただく際に【本人確認書類が必要】となります。

1点で本人確認可能なもの

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード

2点以上で本人確認可能なもの

健康保険証、介護保険証、年金手帳等のその他の公的な本人確認証明書

●代理の方が来られる場合には委任状と代理の方の身分証明書が必要になります。

委任状の様式等については、市のホームページからダウンロードください。

●戸籍書類発行手数料が必要となります。

お願い

窓口での書類の記入等にお時間をいただきます。混雑時には窓口でお待ちいただくこともありますので、ご承知ください。

古着等衣類の回収にご協力ください!

市では、令和4年12月より「衣類回収ボックス」を設置し、古着等衣類の回収に取り組んでいます。市民の皆さまのご協力により、これまでに約17トンの衣類を回収することができました。

回収した衣類は、市の担当者が仕分けをした後、その大半をリサイクル業者に引き渡し、主に工業用ウエスとしてリサイクルしています。

可燃ごみの減量化や再資源化をより一層推進するため、ご家庭で不用になった衣類の回収にご協力ください。

■回収場所・日時 ●エコステーション(土日・祝日・年末年始を含めた終日)

●市役所1階 公金レジ窓口前(開庁日時と同じ)

●目佐厚生福祉解放センター(開館日時と同じ)



古着等衣類の回収について

■回収できる衣類 状態の良い服、帽子類

■回収できない衣類 作業帽子、ダウン系衣類、ウェットスーツ、ウエストニッパー、アームカバー、軍手、レインコート、レッグウォーマー、手袋、靴下、ストッキング、足袋、下着類、制服、学生服 など

「回収衣類のリメイク品展示会」を開催します!!

「衣類回収ボックス」にて回収した衣類の一部を、小松島西高等学校の生徒の皆さんにリメイクしていただきました。リメイクにより生まれ変わった衣類をぜひご覧いただき、衣類の利活用やサステナブル(持続可能な)ファッションについて考えてみましょう。

■開催日時 5月12日(月)から30日(金)まで 市役所開庁時間(午前8時30分から午後5時15分)

■開催場所 市役所1階 木質化ロビー

■リメイク品制作者 県立小松島西高等学校 生活文化科(令和6年度の生徒による作品です。)



展示会について

問 市市民環境課 環境・公害担当 ☎32・2147 / FAX33・2234

✉kankyouseisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp